

令和4年度

北九州市補正予算

(12月議会提出)

一 般 会 計  
特 別 会 計

目 次

---

	頁
<b>一 般 会 計</b>	
一 般 会 計 補 正 予 算 .....	1
<b>特 別 会 計</b>	
国民健康保険特別会計補正予算 .....	14
食肉センター特別会計補正予算 .....	17
卸売市場特別会計補正予算 .....	21
土地区画整理特別会計補正予算 .....	24
港湾整備特別会計補正予算 .....	28
土地取得特別会計補正予算 .....	32
介護保険特別会計補正予算 .....	34
後期高齢者医療特別会計補正予算 .....	37
上水道事業会計補正予算 .....	40
工業用水道事業会計補正予算 .....	41
下水道事業会計補正予算 .....	42
公営競技事業会計補正予算 .....	43

# 一 般 会 計

## 令和4年度北九州市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度北九州市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,704,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 646,601,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年12月7日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>18 国庫支出金</b>		<b>142,118,579</b>	<b>2,585,183</b>	<b>144,703,762</b>
	1 国庫負担金	98,464,409	44,500	98,508,909
	2 国庫補助金	43,235,273	2,540,683	45,775,956
<b>19 県支出金</b>		<b>33,580,090</b>	<b>365,392</b>	<b>33,945,482</b>
	2 県補助金	7,509,458	365,392	7,874,850
<b>21 寄附金</b>		<b>2,505,361</b>	<b>1,300,000</b>	<b>3,805,361</b>
	1 寄附金	2,505,361	1,300,000	3,805,361
<b>23 繰越金</b>		<b>815,405</b>	<b>1,311,101</b>	<b>2,126,506</b>
	1 繰越金	815,405	1,311,101	2,126,506
<b>24 諸収入</b>		<b>93,587,576</b>	<b>4,833</b>	<b>93,592,409</b>
	6 雑入	7,371,037	4,833	7,375,870
<b>25 市債</b>		<b>47,681,300</b>	<b>137,900</b>	<b>47,819,200</b>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	47,681,300	137,900	47,819,200
歳	入	合計		
		<b>640,896,735</b>	<b>5,704,409</b>	<b>646,601,144</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>1 議会費</b>		<b>1,651,378</b>	<b>15,087</b>	<b>1,666,465</b>
	1 議会費	1,651,378	15,087	1,666,465
<b>2 総務費</b>		<b>45,866,967</b>	<b>1,357,011</b>	<b>47,223,978</b>
	1 総務職員費	18,668,184	4,071	18,672,255
	2 総務管理費	3,988,470	189,400	4,177,870
	3 企画費	13,793,885	988,400	14,782,285
	4 市民費	4,375,286	162,500	4,537,786
	5 徴税費	2,283,917	△ 724	2,283,193
	7 選挙費	1,038,833	693	1,039,526
	9 人事委員会費	199,473	6,299	205,772
	10 監査委員費	251,017	6,372	257,389
<b>3 保健福祉費</b>		<b>193,968,071</b>	<b>1,686,184</b>	<b>195,654,255</b>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健福祉職員費	9,235,265	312,821	9,548,086
	2 社会福祉費	79,861,173	1,145,350	81,006,523
	3 公衆衛生費	24,276,341	36,350	24,312,691
	4 環境衛生費	439,533	46,600	486,133
	5 保健所費	2,227,630	163,800	2,391,430
	6 生活保護費	45,729,072	15,000	45,744,072
	8 繰出金	32,193,114	△ 33,737	32,159,377
<b>4 子ども家庭費</b>		<b>74,648,152</b>	<b>944,242</b>	<b>75,592,394</b>
	1 子ども家庭職員費	4,611,144	14,742	4,625,886
	2 子ども家庭費	70,008,254	929,500	70,937,754
<b>5 環境費</b>		<b>19,154,630</b>	<b>113,613</b>	<b>19,268,243</b>
	1 環境職員費	3,273,283	△ 86,387	3,186,896



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 環境費	15,881,347	200,000	16,081,347
<b>7 農林水産業費</b>		<b>2,346,789</b>	<b>243,043</b>	<b>2,589,832</b>
	1 農林水産業職員費	583,055	52,612	635,667
	2 農業費	992,137	190,431	1,182,568
<b>8 産業経済費</b>		<b>89,322,627</b>	<b>705,724</b>	<b>90,028,351</b>
	1 産業経済職員費	1,523,314	△ 29,276	1,494,038
	2 産業学術費	85,368,813	724,000	86,092,813
	3 観光振興費	2,040,633	11,000	2,051,633
<b>9 土木費</b>		<b>36,143,439</b>	<b>33,830</b>	<b>36,177,269</b>
	1 土木職員費	4,478,933	△ 49,233	4,429,700
	3 道路橋りょう費	14,961,251	25,000	14,986,251
	5 都市計画費	11,463,703	22,300	11,486,003

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 繰出金	1,366,161	35,763	1,401,924
<b>10 港湾費</b>		<b>7,976,315</b>	<b>15,394</b>	<b>7,991,709</b>
	1 港湾職員費	1,292,738	15,394	1,308,132
<b>11 建築行政費</b>		<b>8,741,259</b>	<b>32,848</b>	<b>8,774,107</b>
	1 建築職員費	1,545,060	32,848	1,577,908
<b>12 消防費</b>		<b>12,329,013</b>	<b>166,857</b>	<b>12,495,870</b>
	1 消防費	12,329,013	166,857	12,495,870
<b>13 教育費</b>		<b>70,646,497</b>	<b>228,876</b>	<b>70,875,373</b>
	1 教育職員費	52,039,465	△ 287,024	51,752,441
	3 小学校費	7,327,501	318,159	7,645,660
	4 中学校費	5,291,045	156,258	5,447,303
	5 高等学校費	379,889	4,000	383,889

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 特別支援学校費	1,731,979	31,583	1,763,562
	7 幼稚園費	46,442	1,000	47,442
	9 社会教育費	1,088,280	4,900	1,093,180
<b>14 災害復旧費</b>		<b>100,847</b>	<b>95,400</b>	<b>196,247</b>
	3 港湾施設災害復旧費	0	95,400	95,400
<b>15 諸支出金</b>		<b>75,244,419</b>	<b>66,300</b>	<b>75,310,719</b>
	2 公営企業費	6,892,066	66,300	6,958,366
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>合</b>	<b>計</b>	
		<b>640,896,735</b>	<b>5,704,409</b>	<b>646,601,144</b>

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
7 農 林 水 産 業 費	2 農 業 費	産地生産基盤パワーアップ事業	200,000 <small>千円</small>
8 産 業 経 済 費	2 産 業 学 術 費	商店街プレミアム付商品券 発行支援事業	708,000
		経営力強化サポート事業	16,000
9 土 木 費	3 道 路 橋 り ょ う 費	交通安全施設等整備事業	427,800
	5 都 市 計 画 費	公園建設事業	449,000
10 港 湾 費	3 港 湾 整 備 費	港湾施設整備事業	1,460,777
	4 埋 立 費	埋立地造成事業	309,000
13 教 育 費	3 小 学 校 費	法面改修事業	100,000
	4 中 学 校 費	法面改修事業	90,000

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
9 土 木 費	3 道 路 橋 り よ う 費	道路維持事業	77,000	道路維持事業	591,710
		道路新設改良事業	213,000	道路新設改良事業	488,000
	5 都 市 計 画 費	街路事業	435,000	街路事業	1,513,000

### 第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市制60周年記念市民公募事業	令和5年度	25,000
生活保護システム改修等事業	令和5年度	5,200
プラスチック一括回収資源化事業	自 令和5年度 至 令和8年度	1,344,800
吉志地元集会所増築事業	令和5年度	1,300
道路維持事業（徳力葛原線ほか）	令和5年度	290,000
浅野地区浮棧橋撤去工事等経費	令和5年度	87,300

## 2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
道路新設改良事業 (恒見朽網線)	令和 5 年度	500,000	令和 5 年度	800,000
響灘臨海工業団地立 地 促 進 事 業	令和 5 年度	2,261,000	令和 5 年度	5,113,000

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境施設建設事業	2,405,200 <sup>千円</sup>		%		2,483,200 <sup>千円</sup>		%	
教育施設建設事業	2,323,100				2,332,100			
災害復旧事業	29,900				80,800			



# 特 別 会 計

## 令和 4 年度 北九州市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和 4 年度北九州市の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,052千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99,153,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		10,867,612	△ 96,052	10,771,560
	1 繰入金	10,867,612	△ 96,052	10,771,560
歳 入	合 計	99,250,000	△ 96,052	99,153,948

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,700,536	△ 96,052	1,604,484
	1 総務管理費	1,700,536	△ 96,052	1,604,484
歳 出 合 計		99,250,000	△ 96,052	99,153,948

## 令和 4 年度 北九州市食肉センター特別会計補正予算(第1号)

令和 4 年度北九州市の食肉センター特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 379,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和 4 年 12 月 7日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		<b>118,865</b>	<b>41,841</b>	<b>160,706</b>
	1 繰入金	118,865	41,841	160,706
5 諸収入		<b>35,846</b>	<b>2,128</b>	<b>37,974</b>
	2 雑入	25,846	2,128	27,974
6 市債		<b>0</b>	<b>6,000</b>	<b>6,000</b>
	1 市債	0	6,000	6,000
歳 入	合 計	<b>330,000</b>	<b>49,969</b>	<b>379,969</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 食肉センター費		329,800	49,969	379,769
	1 食肉センター費	284,044	49,969	334,013
歳 出 合 計		330,000	49,969	379,969

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業	千円 6,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。



## 令和 4 年度 北九州市卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度北九州市の卸売市場特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,954 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,411,026 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		20,000	18,704	38,704
	1 繰越金	20,000	18,704	38,704
5 諸収入		139,447	41,250	180,697
	1 雑入	139,447	41,250	180,697
歳 入 合 計		1,351,072	59,954	1,411,026

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		<b>1,349,072</b>	<b>59,954</b>	<b>1,409,026</b>
	1 卸売市場費	1,230,914	59,954	1,290,868
歳 出 合 計		<b>1,351,072</b>	<b>59,954</b>	<b>1,411,026</b>

## 令和 4 年度 北九州市土地区画整理特別会計補正予算(第2号)

令和 4 年度北九州市の土地区画整理特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,187,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

### (繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和 4 年 12 月 7日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,140,106	35,763	1,175,869
	1 繰入金	1,140,106	35,763	1,175,869
歳 入 合 計		3,152,100	35,763	3,187,863

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		3,152,100	35,763	3,187,863
	1 土地区画整理事業費	2,599,958	35,763	2,635,721
歳 出 合 計		3,152,100	35,763	3,187,863

**第2表 繰越明許費補正**

1 追 加

款	項	事業名	金額
1 土地地区画整理事業費	1 土地地区画整理事業費	且過土地地区画整理事業	180,000 <small>千円</small>

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 土地地区画整理事業費	1 土地地区画整理事業費	折尾土地地区画整理事業	419,000 <small>千円</small>	折尾土地地区画整理事業	670,000 <small>千円</small>

## 令和 4 年度 北九州市港湾整備特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度北九州市の港湾整備特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,046 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,137,046 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 4 年 12 月 7 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		10	2,046	2,056
	1 繰越金	10	2,046	2,056
歳 入	合 計	5,135,000	2,046	5,137,046

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		5,130,000	2,046	5,132,046
	1 機能施設事業費	2,696,221	2,046	2,698,267
歳 出 合 計		5,135,000	2,046	5,137,046

**第2表 繰越明許費**

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	1 機能施設事業費	荷役機械維持補修事業	<div style="text-align: right;">千円</div> 75,474

議案第 155 号

## 令和 4 年度 北九州市土地取得特別会計補正予算(第 3 号)

令和 4 年度北九州市の土地取得特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

### (繰越明許費の補正)

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 4 年 12 月 7 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

**第1表 繰越明許費補正**

追 加

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	都市計画街路事業用地等先行取得事業	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small>                      172,500                 </div>

## 令和 4 年度 北九州市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和 4 年度北九州市の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,352,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		17,519,273	14,039	17,533,312
	1 一般会計繰入金	16,458,191	14,039	16,472,230
歳 入 合 計		109,338,711	14,039	109,352,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,319,359	14,039	2,333,398
	1 総務管理費	1,420,320	14,039	1,434,359
歳 出 合 計		109,338,711	14,039	109,352,750



## 令和 4 年度 北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和 4 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,395,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 7日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		4,748,436	6,435	4,754,871
	1 繰入金	4,748,436	6,435	4,754,871
歳 入	合 計	17,389,000	6,435	17,395,435

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		674,123	6,435	680,558
	1 総務管理費	480,114	6,435	486,549
歳 出 合 計		17,389,000	6,435	17,395,435

## 令和 4 年度 北 九 州 市 上 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

**( 総 則 )**

第 1 条 令和 4 年度北九州市の上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

**( 収益的収入及び支出 )**

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

**〔水道事業〕**

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費	19,666,870 千円	365,430 千円	20,032,300 千円
第 1 項 営 業 費 用	17,419,931 千円	365,430 千円	17,785,361 千円

**〔水道用水供給事業〕**

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	支	出	
第 2 款 用 水 供 給 事 業 費	820,603 千円	36,140 千円	856,743 千円
第 1 項 営 業 費 用	700,255 千円	36,140 千円	736,395 千円

令和 4 年 12 月 7 日 提 出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和 4 年度 北 九 州 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

### ( 総 則 )

第 1 条 令和 4 年度北九州市の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### ( 収益的収入及び支出 )

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )		( 計 )
		支	出	
第 1 款 工業用水道事業費	1,722,882 千円		59,350 千円	1,782,232 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,646,549 千円		59,350 千円	1,705,899 千円

令和 4 年 12 月 7 日 提 出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和 4 年度 北 九 州 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

**( 総 則 )**

第 1 条 令和 4 年度北九州市の下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

**( 収益的収入及び支出 )**

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	27,234,524 千円	66,300 千円	27,300,824 千円
第 1 項 営 業 収 益	21,136,263 千円	66,300 千円	21,202,563 千円
	支	出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費	26,836,073 千円	356,460 千円	27,192,533 千円
第 1 項 営 業 費 用	24,948,458 千円	356,460 千円	25,304,918 千円

令和 4 年 12 月 7 日 提 出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和 4 年度 北九州市 公営競技事業会計補正予算（第 1 号）

### （総 則）

第 1 条 令和 4 年度北九州市の公営競技事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （債務負担行為）

第 2 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を、次のとおり変更する。

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ボートレース若松外向発売所建設事業	令 和 5 年 度	568,000 <sup>千円</sup>	自 令 和 5 年 度 至 令 和 6 年 度	1,517,000 <sup>千円</sup>

令和 4 年 12 月 7 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治